

## 地震火災と裁判所 (3)

—弁護士花岡敏夫—

### Earthquake and Insurance in Courts

田村 祐一郎\*

Yuichiro Tamura

弁護士花岡敏夫は、関東大震災後の保険金騒動をめぐって華々しい活躍をみせた。かれは、このときに生じた約款論争に積極的に参加して地震約款無効論を主張し、またそれに関する啓蒙活動を行い、保険金支払を求める世論を喚起する役を演じた。本稿では、彼の地震約款論について二点を取り上げて検討した。

キーワード：関東大震災 花岡敏夫 地震約款無効論 地震危険 火災保険料

#### I. 序論

震災後に火災保険金支払をめぐる紛議が生じたが、当初は保険会社に支払義務はないと考えられていた。震災直後の『大阪都新聞』[12.9.4]は、法律には明記されていないが約款に規定があり「今回の如きも当然会社としては被害を填補するの責任はない訳である」との「法学博士弁護士毛戸勝元氏談」を載せている<sup>1)</sup>。9月中旬の『読売新聞』[12.9.16]では「某有力弁護士」が「借地権は其儘で敷金はとれる」が「火災保険は駄目である」と述べていた。

一方、保険金支払を要求する諸団体の声は次第に大きくなりつつあった。その発端は「大詔」と「首相告諭」であったが、9月下旬の日本弁護士会の声明を契機に世論は保険金支払に法的根拠があると考えに至り、その確信が保険金要求運動を一段と燃え上がらせた。同じ頃に弁護士花岡敏夫も地震約款無効論を活発に主張し始め、それによって約款論争を主導するとともに世論を喚起する役を演じた。

本稿では、花岡敏夫の地震約款無効論を取り上げる。但し、地震約款をめぐる論点は多岐にわたるので、無効論の根拠とされた論点から二つの問題を取り上げた。一つは、火災保険料に地震危険分が含まれていたのか否かという問題、もう一つは商法制定時に地震危険を火災保険に担保させていたのかどうかという点である。

## II. 花岡敏夫と約款論争

### 1. 経歴と法思想

人事録によれば<sup>2)</sup>、花岡敏夫は1874（明治7）年9月東京下谷区に生誕。1901（明治34）年東京帝国大学法科英法科卒業。大学院で国際商法を専攻。1906（明治39）年弁護士開業（第二東京弁護士会所属）。1918（大正7）年法学博士。1937（昭和12）年7月30日逝去。享年63歳。

『大正の読売新聞』で検索すると、花岡敏夫の項目12件のうち10件が震災関連であった。他の2件は「フィリピンの東洋弁護士会」[1919.1.10]と「国際弁護士大会」[1920.4.1]への出席の記事である。彼の著作目録には国際法関連のものが多い。『法学博士花岡敏夫遺稿論文集』<sup>3)</sup>は人物像を、「英法研究者の一人であり、商法専攻の一学究であり、同時に…始終一貫して多忙なる法律事務に従事するの傍ら、孜々としてその好愛する英法書の研究に没頭し、我が商法その他民事法一般に対して、実践よりする理論的検討を怠らなかつた」と描いている。そして法思想については次のように述べている。

「人間としての『信義誠実』、法律としての『正義の主張』、法理としての『普遍的、合理的、自然法理論の展開』ということ…こそは、著者がその必らずしも短からざる60有余年の生涯を通じて片時も忘れず、その法律事務にあれ、法律学的理論にあれ、社会的生活にあれ、私生活に於てあれ、その生活の一切を通じて、身を以て実践に導いたところであり、いな著者の人格それ自体を構成しているところの動かし難い部分であったのである。著者はこの思想を以て、その法曹としての少壮時代を、当時我が法学界及び実務を支配していた独法流の理論主義、概念主義に対し、真正面より抗争を続け抜いたのであった。…いまや時代の文化と時代の法律観は、我が邦に於ても区々たる論理的の争ひを離れて人としては『人間そのもの』、法律としては『信義則』、法理としては『国家全体の秩序、法律全体の精神』といふことが高調されんとしている。ゆゑに著者多年に亙る主張は、ここに勝利を獲てゐるのであつて、時代は挙げて切実に著者等の思想を歓迎し、謳歌するところとなっている」。

花岡敏夫は英法専攻で国際派でもあり、契約自由の原則の信奉者である、と本稿の筆者は思い込んでいた。しかし、それは臆断であった。『国民新聞』[12.9.24]の一節が彼の法思想を具体的に示している。

「従来の形式法理に捉はれたる者は保険会社が作成したる約款に地震に関する一切の免責規定あるを以て保険会社は法律上全然無責任なりと唱え被保険者は全く之れに対し哀訴嘆願するの外なしと論ずるが如きは19世紀の旧思想に捉はれたる法律解釈に過ぎずして、斯くの如き固陋の見は既に旧独逸を滅ぼしたる法律思想に外ならず」。

『国民新聞』の数日後に『大阪朝日新聞』[12.9.28]に寄せた文章では、普通保険約款の有効性を認めた大正4年大審院判決を論評している。

「大正4年12月24日大審院の判例も亦之を以て任意規定なりとせるが如きも、当時は形式法

学の勢力尚盛にして今日の如き実社会の要求を無視したる旧思想が我裁判所に最も強く行はれたる時代なるが…借地借家に関する記載条項を以て例文に過ぎずとして当事者を拘束するの意思なきものなりとの判決の如きは、其の後に於て我大審院の認めたることなるに照すも我裁判所の法律解釈が次第に 20 世紀に於ける法律解釈の傾向に追隨せるものと云ふ可きなり、従って前記大正 4 年の大審院判決は最早之を尊重するの必要なしと信ず、殊に同判決が其の内容に於て農商務吏員の意見を徒らに尊重し何等我司法権の威厳を有せざる判決なることは其の全文旨に照するも亦明白なり」。

契約自由の原則は花岡敏夫には「旧独逸を滅ばした 19 世紀の法律思想」であり、一方、「20 世紀の法思想」は「国家全体の秩序、法律全体の精神」から契約を判断するというものであった。本シリーズ第 1 稿で取り上げた「非常事態下では法そのものが変更される」という思想と同系列に属したようである。因みに、花岡敏夫の批判者、市村富久は「契約の自由の原則は決して独逸を亡ぼしたる旧思想にも非ず、私有財産の安定は憲法を以て保障することは日、英は勿論世界の通義である」と指摘している[『大阪朝日』12.10.25]。

## 2. 花岡敏夫の地震火災免責約款に関する著作

関東大震災後の保険金騒動において発言した弁護士のうち最も華々しく活躍したのは花岡敏夫である。彼は新聞や雑誌で地震約款無効を唱え続けた。正確な数は不明であるが、筆者が見つけたのは表 2 の通りである[表中★は未確認を指す；年号は大正]。同じ内容と判断されるものは番号を付してまとめたから、実質的には 11 本である。この一部は『地震約款無効論』<sup>4)</sup>に収録され、また、各分野の論文 23 本を収録した『遺稿論文集』ではうち 2 本が地震約款関係である。

表 2 花岡敏夫の地震火災免責約款論

- ① 「保険支払の法理・免責約款は無効・法学博士花岡敏夫氏談」『国民新聞』12.9.24  
「火災保険金は取れる」『読売新聞』12.9.24  
「火災保険会社の幹部へ(2)」『萬朝報』12.9.24  
「火災保険金支払に付政府及保険会社に与ふ・法学博士花岡敏夫(寄書)」『都新聞』12.9.25  
「我国立法の精神は地震損害の免責を認めぬ」『大阪毎日新聞』12.9.26  
「第一稿 火災保険金支払ニ付政府及保険会社ニ与フ」『無効論』pp.1-7 所収。
- ② 「火災保険の責任に就て(寄)」『大阪朝日新聞』12.9.28
- ③ 「(花岡敏夫氏談)(新生方寸)地震約款は無効松本博士の反省を求む」『時事新報』12.10.7  
「法学博士花岡敏夫(寄)地震約款は無効(上)松本博士及寺田四郎氏に反省を求む」『都新聞』12.10.7  
「地震約款は無効(上)松本博士及寺田四郎氏に反省を求む・法学博士花岡敏夫」『報知新聞』

12. 10. 8

「地震約款は無効（松本博士及寺田四郎氏に反省を求む）『法律新聞』2169, 12. 10. 13, pp. 1-4

「第二稿 地震約款ハ無効、附松本博士及寺田四郎氏ニ反省ヲ求ム『無効論』 pp. 7-16

「地震約款は無効（松本博士及寺田四郎氏に反省を求む）『災後の法律問題』牛久書店, 12. 12. 25, pp. 85-9

- ④ 「再び地震約款の無効を論ず」『二六新報』（緒言・本論其一）12. 11. 7；（本論其二），12. 11. 8；（本論二の続）12. 11. 9；（本論其三）12. 11. 10；（余論）12. 11. 12
- 「再び地震約款の無効を論ず」『法律新聞』2183, 12. 11. 18, pp. 3-7
- 「法学博士花岡敏夫（寄）再び地震約款の無効を論ず」『萬朝報』12. 11. 19 夕刊
- 「第三稿 再タヒ地震約款ノ無効ヲ論ス」『無効論』 pp. 27-35
- 「再び地震約款の無効を論ず」『災後の法律問題』牛久書店, 12. 12. 25, pp. 95-112
- ★ 「再び地震約款の無効を論ず」『帝国興信所内報』12. 11. 21, p. 3
- ★ 「再び地震約款の無効を論ず」『日本弁護士協会録事』27-9
- ⑤ 「法学博士花岡敏夫・火保問題の解決に付再び政府及当業者へ(1)～(3)」『萬朝報夕刊』12. 11. 29 - 12. 1
- ⑥ 「第四稿 地震約款ノ効力ニ関スル経済学者ノ誤解一併セテ商科大学教授上田博士ノ所論ニ及フ」『無効論』 pp. 83 - 93
- ⑦ 「第五稿 保険契約当事者ノ意思解釈及ヒ之ニ関スル法理」『無効論』 pp. 103 - 125
- ⑧ 「第六稿 地震約款ノ無効ヲ主張シテ三浦学士ノ所論ヲ駁ス」『無効論』 22p.
- 「地震約款無効論(第六稿)一三浦学士ノ所論ヲ駁ス」『法学新報』34-2, 13, pp. 116-136
- ⑨ 「地震免責約款の効力に関する東京地方裁判所の判決に付きて」『法律新聞』2285, 13. 8. 3, pp. 299-300
- ⑩ 「再び地震免責約款に就きて東京地方裁判所判決を論ず附寺田君に答ふ」『法律新聞』2311, 13. 10. 8, pp. 3-5
- ⑪ 「我法律解釈より観たる地震約款の効力を論ず一復興叢書第二輯掲載の諸説を評す」『法学協会雑誌』42-5, 13. 5. 1, pp. 133-152；『遺稿論文集』 pp. 199 - 226

若干のコメントを加えると、①から④までは大正12年中に各紙に発表された談話や寄稿文である。①には「本稿の要旨は9月22日東京実業組合連合会の席上にて之を述べたり」と注記されている。各紙の内容はほぼ同一であるから、講演要旨の類が配付されていたのであろう。但し、新聞毎に収録量には差がある。一般紙掲載は計11本であり（但し、『法律新聞』は含めていない）、うち『無効論』には①③④が収録されている。収録に際しては加筆修正を加えるなど手直しが施されている。③と④は表記の違いを除けば同一内容である。（談）は談話筆記、（寄）または（寄

書)は寄稿を指すのであろうが、③では同一内容に(談)と(寄)が付されている。⑤は『無効論』に収録されていない。⑥と⑦は初出不明である。

⑧は『無効論』の出版後に別冊として印刷されて同書に添付された。文末に『無効論』の発行日と同じく「12月26日稿」とあり、欄外には「注意 本論は一旦出版後附加せるものにつき印刷上不体裁の所なきを得ざるも、そは再版の時を期して訂正せんことを期す読者之れを諒とせよ」とある。後日『法学新報』へ掲載された。大正13年発表の⑨と⑩は判例批評であるが、『遺稿論文集』[pp. 227-246]に「地震免責約款の効力に関する東京地方裁判所の判決を論評す」と題して両者併せて掲載されている。⑪は学術誌掲載の論文である。

### 3. 啓蒙活動

地震約款をめぐる花岡敏夫の活動には著述だけでなく啓蒙活動も入っていた。1923(大正12)年12月早々『読売新聞』[1923. 12. 4, 12. 6, 12. 7]は、講師に花岡敏夫を招き、「火災保険問題質問応答会」を開く旨の社告を掲載している。

火災保険は法律上取れるものか、取れないものか、即ち地震約款は有効か無効かに就ては専門家の間にも色々な議論があり、又仮りに地震約款は有効としても、罹災家族の中には明かに地震が原因でない火事もあります。それは何うなるか、是等の法律問題及び実際問題に就て研究するため、我社は左の如く火災<sup>マ</sup>保険問題の質問応答会を公開します。最初花岡博士より蘊蓄を傾けた講演があつて、聴講者の質問に対し一々親切丁寧に解答を与えられる筈です。火災問題に利害を有せらるる方は勿論一般のご出席を歓迎します

日時 来る9日午後1時より5時迄

会場 芝増上寺前、協調会館

聴講随意、質問も自由

主催 読売新聞社

後日の記事[『読売』1923. 12. 10]によれば、応答会は「9日午後2時芝公園協調会館にて開会」、まず「法学博士花岡敏夫講演」があり、次いで「弁護士名川侃市、大内省三郎、高瀬徳四郎を交え質問会」が行われ、「聴衆よりも質問に対し懇篤なる解答を与え聴衆を満足せしめて」6時に散会した<sup>5)</sup>。因みに『読売新聞』は「約款無効=保険金支払」論を強く主張していた。

## Ⅲ. 地震火災免責約款論争

### 1. 多彩な論点

関東大震災後に新聞と雑誌を舞台に保険会社の責任をめぐる論争が展開され、弁護士、法学者、

官僚、実務家など多くの人が参加した。論点は多岐にわたったが、主な点は火災保険契約中の地震約款の有効無効に関連した。論争の体系的な整理は難しいので、以下では思い付くままに論点を挙げてみた。

①商法 419 条論。最大の問題は、商法 419 条「火災に因りて生じたる損害は其火災の原因如何を問はず保険者之を填補する責に任ず、但し第 395 条第 396 条<sup>6)</sup>の場合は此限に非ず」という規定は強行規定であるのか、それとも任意規定であるのかという問題であった。強行規定であれば地震火災免責約款は無効になる。この点が様々な論点と絡め、さらには商法制定時の事情にまで遡って論じられた。

②変乱と地震。さほど大きな論点ではなかったが、上の問題と関連して指摘されたのは、地震は第 395 条「戦争其他の変乱に因りて生じたる損害は、特約あるに非ざれば保険者之を填補する責に任ぜず」にいう「変乱」に相当するか否かという問題である。地震が変乱に相当すれば、地震火災免責約款は有効である。しかし、大勢は当たらないという意見であった<sup>7)</sup>。

③約款不知論。保険契約を結ぶ際に約款は手交されず説明もされず、契約成立後に初めて契約者に渡されるから、契約者は地震免責約款を知ることなく、したがって合意することなく契約を結ぶ、それ故、地震約款は無効ではないかという問題である。

④普通約款例文説。保険証券の裏面に小さな活字で組まれた免責約款は、借地借家契約中のものと同じく例文に過ぎず、そうであれば免責約款は無効になるのではないかという問題である。

⑤挙証責任。地震後の火災が地震に因るものであることを挙証する責任は保険者にあるのではないかという問題。1906 年のサンフランシスコ地震の際に裁判所は保険会社に挙証責任を課し、そのために保険会社は保険金支払を余儀なくされた。

⑥放火および原因不明の火災。放火については一般的に、原因不明の火災については日本弁護士会が主張したように、保険会社に責任があるのではないかという問題。⑤と合わせて本シリーズ第二稿で論じた。

⑦約款の無効と契約の無効。免責約款が無効であれば、保険契約そのものが無効になるのではないかという問題。

⑧主務官庁の認可と約款の効力：地震火災免責約款は、行政当局によって認可されたものであり、それ故、約款は有効であるといえるのか、それとも無効であるのかという問題。

⑨非常時には、平時の法律とは異なる法的処理が行われるべきではないかという、本シリーズ第一稿で論じた問題。

⑩外国業者の準拠法。日本国内で営業する外国業者は、日本国内法に従うべきではないか。

⑪民法 90 条に違反するかという問題：保険会社は保険金支払という負担を免れ利益を収めるが、それでは不当利得となり、民法 90 条に違反するのではないか。

⑫保険料不可分の原則の正当性をめぐる問題。

論争は地震火災免責約款の問題に止まらず、普通約款そのものの有効無効にまで及んだから、筆者には手に余る拵がりを持つ問題である。関東大震災に関する筆者の一連の論稿は、日本における保険思想の定着過程を究明する意図をもって展開しているから、その意図にとって必要な限りにおいて約款論争や裁判に言及する。

花岡敏夫の文章はすべて他の論者との論争あるいは批評の形をとり、『無効論』には収録された各文章がそれぞれ相手とした論文や記事が収録されている。

日本の論争の特徴と言えるのかどうかは分らないが、やや過激な表現が飛び交う。例えば鳥賀陽然良を「甚々大胆ナル暴論」と評し[『無効論』p. 45]、上田貞次郎の反対論には「一顧ノ価値ナシ」と決め付けた[同, p. 91]。一方、市村富久は花岡敏夫を「頭脳の破産者」と呼び[『大阪朝日』12. 10. 25]、寺田四郎は、高窪喜八郎が無効論の根拠として「我国に於ては 6~70 年毎に大地震ありとは俗間既に之を唱ふる所」と述べたのに対して、「徒〔ら〕に俗間の巷説を根拠として妄に地震火災の蓋然率の推算を為し得べしと論断するが如きは全く学者の本領を没却する妄論」と評した<sup>8)</sup>。花岡敏夫は、著作目録を見ればむしろ学究のイメージが強く、震災時の華々しい活躍には「唐突」であるとの印象を受ける。実際、この間に火災保険金問題について花岡敏夫の好敵手であった寺田四郎は「失礼な申分ではあるが」としてコメントしている<sup>9)</sup>。

「博士は火災保険問題に就いては、平常の温厚にして平静なる御態度を、少しく変ぜられたのではあるまいかと疑われる程である」。

## 2. 火災保険料算定と地震火災率

震災時に多くの論者は「地震約款」と称した。しかし、問題の約款は、火災保険を地震損害について免責する約款ではなく、地震損害のうち地震を原因とする火災損害を火災保険から免責する趣旨の約款であった。

地震危険は建物・家財の損壊や倒壊そして火災など、地震を原因とする、すなわち地震を起点としてそれ以後に発生する各種の損害の発生可能性を指している。地震危険を保険に付するとすれば、火災保険が火災危険を対象にするというのと同じように「地震保険」、当時の言葉でいえば「震災保険」を作らねばならない。地震危険は火災保険契約の担保危険ではないから、地震損害は震火災を含めて、特約のない限り火災保険契約の補償対象にはならない。

一方、火災保険は火災危険を対象にする。ところが、火災は多彩な原因によって起こるから、火災の原因を遡ったときにどの範囲の原因を有効と認めるかという問題が起きる。例えば自宅への放火のように、原因を問わず全ての火災について支払うことはできないから、何らかの形で制限する必要がある。商法第 419 条は普遍的に、つまり原則としてすべての原因による火災を有効と規定し、次に、ある種の原因による火災については別の二つの条文をもって免責と規定した。一方、保険業者は、商法の規定する以外にある種の原因による火災について保険者の責任を免除

する約款を保険契約に挿入しており、その中に地震火災が含まれていた。その免責約款が有効であるか否かが争われていたのである。

このように「地震⇒火災」という災害発生の経過の中で、火災保険と地震保険には重複するところが生じるが、概念的には別個のものとするべきである。問題は、各種の原因のうち地震に「因って」発生した火災損害を免責とする約款が有効であるか否かという点にあった。それ故、細かく言えば「地震（免責）約款」でなく「地震火災（免責）約款」あるいは当時の言い方に倣って「震火災（免責）約款」というべきであった。

地震を原因とする火災が火災保険契約において免責される理由は、地震危険の性格上火災保険によっては担保し得ないことにある。それを示すのが火災保険料に地震（火災）危険を負担する分が入っているかどうかという問題である。まず、この点から見ていこう。

9月24日と25日付の各紙に掲載された花岡敏夫の論稿（上記①）は、9月中旬に発表された英国保険業者の決議に対する批判であった。英国業者の決議文の第3項と第5項は以下のように宣言していた[*The Times*, Sep. 13, 1923]。なお、日本語は『時事新報』[12.9.16]による。

(3) ... This[earthquake] risk can only be covered on the special request of the insured by separate policy, or indorsement, and on payment of a special rate.

三、…右地震の危険者の特別の要求に基き別個の保険証書に依り又は書加へ且特別の保険料を支払ふことに依りてのみ之をカバーし得るものとす

(5) There can be no moral obligation on an insurance company to undertake responsibility for losses resulting from a risk for which it is not received the additional premiums to which acceptance of that risk would have entitled it.

五、保険会社に於て特別の保険料を取り地震の責任を負担せざるに地震より生じたる損害の責任を負ふべき道德上の義務なし

地震火災損害を負担するには特別料率が徴収されねばならないが、火災保険にはその保険料が含まれていないから支払責任はないというのである。これに対して花岡敏夫の批判は次のようであった[『国民新聞』12.9.24]。

「夫れ保険会社が其料率を算定するに付出火の総数なり特に地震又は落雷に因りて生ずる損害を除外し其料率を定めたるが如き事実なし、従って我保険業者は従来総ての火災を標準として保険料金を取立てたるにも拘わらず今日に於て之が責任を免れんとするが如き立論を為すは世人を欺瞞せるものと云うべく、吾人は斯くの如き詭弁を許すの余地なし」。

『大阪朝日』[12.9.27]は「商法から見た火災保険の責任」において「保険会社は約款を楯に取りて法律上支払の義務絶無だと傲語して居るが商法の規定によれば左様大口を叩く訳に行か



んやうである」と約款の有効性には疑問を投げ掛けたが、しかし、「保険会社には他に一つの強味がある、それは法律論を離れた実際論である」と指摘した<sup>10)</sup>。

「今日の火災保険業の実際を見ると保険会社が規定して居る保険料率は単純なる火災を前提として、其統計を基礎にしたものである、若し地震による大火災の損害の場合を計算に入らるならば料率はまだまだ高いものを取らねば引合はぬのは事実である、現に各国の火災保険営業状態を見ても地震に因る火災損害を賠償する時には特別の料金を取って居る、故に我保険会社は[商法第]419条の火災とは単純なる火災であつて、地震によるものでない事は料金制定の実際から見て明白である、農商務省も此事を認めたから約款に地震条項の挿入を承認したのであると抗弁するであらうと思ふ」。

これ以外にも花岡敏夫への反論がある。吉田長敬(八千代海上)<sup>11)</sup>は「保険事業は厳密な数理に立脚」しており、「全国市町村毎に於ける現在戸数に対して失火、放火、雷火、原因不明の火災、及其れに基く延焼、即ち一般に普通の火災によって焼失した家屋との千分比率(例へば大阪に於ては千戸に対して二戸、北海道では千戸に対して八戸の如き)を純危険率即ち純保険料と称する」と述べ、三木三郎(神戸海上火災)<sup>12)</sup>は「花岡法学博士が各新聞への寄書を見るに特別法規たる保険業法の存在と其内容に注意を払はれなかつたものの如くに思はる」と述べ、以下のように、花岡が事業の実際に疎いことを強調した。

「本邦保険業者が農商務省に営業認可を申請するに当り、保険料算出の基礎方法に関する書類に採用したる統計上の数字は、地震、戦争、暴動等の如き保険約款に掲げたる免責条項の保険に対しては、何等の対償料率を含んでおらぬのである…震災の如き平素保険料を徴収してをらない種類の損失に対し他の普通契約に属する種類より徴収したる保険料を以て之に充つるといふことは、原則に於ても出来ないことであり、又事実にも於ても不可能のことである」。

寺田四郎は『火災保険論集』[1927, p. 48]で、明治26年以降の地震史から火災件数を抽出し、それらの罹災戸数が『火災統計表』に記載されているか否かを「点検」し、「其の形跡無きが如し。故に、火災保険料算出の基礎として、一切の火災を根拠とせずして、一般普通火災統計を根拠とせるものと称するも不可無きなり」と指摘した<sup>13)</sup>。

一方、花岡敏夫は『二六新報』[12. 11. 9]「本論(其三) 保険料算定に付地震に因り生ずべき火災率を特に控除したる事実の存せざるを論ず」において『大阪朝日』に反論を加えた。以下は『無効論』[pp. 36 - 38]からの引用である。

「保険料率カ単純ナル火災ノミヲ前提トシテ其統計ヲ基礎トセシモノナランニハ、須ラク先ツ毎年ノ焼失総数ヨリ地震其他免責約款ヲ對抗セントスル事由ニ因リテ生スヘキ火災率ヲ控除シタル事実ヲ数字ニヨリテ説明スヘキナリ。然ルニ其唱フルトコロハ只徒ラニ漠然トシテ現在ノ保険料金カ安価ナルヲ之ヲ除外シタルモノナリト云フニ帰スルカ如キハ、是レ明白ナル数理ノ問題ト安価ナリヤ否ヤノ意見ニ関スル問題トヲ混同曖昧ニセントスルモノナリ。元来保険料

金ノ安価ナリヤ否ヤハ主ヨシテ営利会社ノ競争ヨリ生シタルモノナルコトハ顕著ナル事実ニシテ、地震其他免責ヲ主張セントスル一切ノ事由ニ因ル火災焼失ヲ控除シタル火災率ノ為メニ生シタルモノト云フヲ得ス。若シ反対論者ノ唱フルカ如ク果シテ地震其他免責事由ニヨリ生スヘキ火災ヲ控除シタルカ為メニ其料金ヲ減シタル事実アラハ、反対論者ハ須ク之ヲ数字ニヨリ説明シ得ヘキ筈ナリ。然ルニ其唱フルトコロハ只タ徒ラニ漠然トシテ現在保険料カ安価ナルヲ以テ之ヲ控除シタルモノナリト云フカ如キハ、是レ明白ナル数理ノ問題ト其安価ナリトノ意見ノ問題トヲ混同セルモノナリ。従ツテ斯克ノ如キハ地震其他免責約款列記ノ事由ニ因ル火災焼失ノ総数ヲ控除シタルカ為メニ火災率ノ低下ヲ生シタル結果ナリト云フヲ得ス。然ルニ従来総テノ火災ヲ包含シタル全数ヲ標準トシテ其千分率ヲ算出シ、之レニヨリテ保険料金ヲ取立テタルニモ拘ハラズ、今日ニ於テ之レカ責任ヲ免レントスルカ如キ立論ヲ為スハ世人ヲ欺罔セル詭弁ナリト信ス」。

他の論点に関する箇所に比べると歯切れが悪いとの印象は否めない。一般の火災保険は地震危険負担分を含まず、それを担保するには特別の保険料を付加しなければならないとの事実を、市場競争による値引き競争にすり替えている感がする。花岡敏夫がいうごとくこれは「数理ノ問題」であるから、花岡自らが証明し得た筈である。もっとも、業界の言うことは頭から信じられないというのであれば、別であるが。

関東大震災後、横浜のグランドホテルがロイズから地震保険金を受け取ったことが判明すると、地震保険への関心が急速に高まった。欧米の保険会社は積極的に引き受けたが、当然、高率の特別保険料を徴収した<sup>14)</sup>。日本の企業家は、地震火災の保険金支払を強請する傍ら、地震保険には余分に払わなければならないことを充分に知っていたのである。

### 3. 地震保険と火災保険

『ロセスル商法草案』以来、日本の商法は火災保険が地震危険を負担するように規定していたと花岡敏夫は主張する。『無効論』[p. 4]では「現ニ此觀念ハロイスル氏カ我商法草案起草ノ際ニ特ニ注意セシトコロニシテ我現行商法成立ニ至ルマテ終始一貫毫モ変更セラレサリシトコロナリ」と指摘している<sup>15)</sup>。この部分は『二六新報』[12. 11. 8, 9]では、「更ニ地震約款ニ関スル効力問題ニ付之ヲ我商法ノ沿革ニ照スハ其解釈上最も重要ナル方法ノ一ナリト信ス」として詳述し、地震約款無効論の根拠とした。これに対して寺田四郎は、「我商法の沿革より論ずるも同約款の有効なること」を指摘した<sup>16)</sup>。両人は同じ材料を使って逆の結論に到達したのである。

商法制定と地震危険の関連を振り返りつつ花岡敏夫と寺田四郎の論争を概観してみる。志田鉦太郎によると<sup>17)</sup>、1886（明治 19）年脱稿の『ボアソナード民法草案』は「海上保険を商法に譲るも、他の保険を悉く[民法の]財産取得篇中に規定し、其第 849 条を以て地震に因る火災をば火災保険より除外して居った」。ところが、旧民法典の成立時に商法に移された。一方、1884（明

治 17) 年脱稿の『ロessler 商法草案』は第 1 篇「商一般」第 11 卷「保険」において次のように規定した<sup>18)</sup>。

「第 1 款総則 第 687 条 保険シ得ヘキ危険ハ主トシテ火災、地震、暴風其他ノ天変、海陸運送ノ危険、死亡其身上ノ災害トス。但他ノ危険ニ就テモ保険ヲ禁スルコトナシ」

「第 2 款火災及震災保険 第 728 条 雷電、火薬、爆発、器械破裂、其他之ト類似ノ危険及地震ノ危険ハ為ニ火災ノ起リタル否トヲ論セス之ヲ火災保険ト同視スヘシ」

「同視」というのは分り難い表現であるが、これには次の解説が付されていた<sup>19)</sup>。

「此規則亦和蘭商法第 292 条及ヒ 1874 年ノ白耳義法律第 34 条ニモ掲クル所ニシテ茲ニ地震ヲ明掲スル所以ノモノハ日本ニ於テ此災最モ多ク而シテ其損害ヲ来スコト火災ト等シキコトアルヲ以テナリ蓋シ此規則ハ二様ノ効用ヲ為スモノタリ即チ第一ニハ地震其他ノ危険ノ為メニ受ケタル保険ハ火災保険ノ原則ニ抛テ処分スヘク第二ニハ縦令ヒ右様ノ危険ヲ保険証書ニ明記セサルモ自然ニ火災保険中ニ包含スルモノト見做スヘシトスル是ナリ」。

これによると、地震危険が火災危険と同じく頻発することを立法者はよく認識しており、そして火災保険が地震危険を当然に担保すべきであると考えており、一方、地震危険から保険者を免責させる特約を許すとの規定はなかった。

1890 (明治 23) 年制定の商法典は「ロessler 草案」の第 728 条を殆んどそのまま第 666 条として規定した。この商法典は明治 23 年 4 月 27 日に公布され、24 年 1 月 1 日から実施される筈であったが、重大問題ありとして施行を延期された。関東大震災の折に論者が「旧商法」とか「已成商法」として言及したのはこれであった。さて、商法第 1 編「総則」第 11 章「保険」第 2 節「火災及震災の保険」第 666 条は次のように規定していた。

「雷電ノ危険、火薬、若クハ機関ノ破裂ノ危険、火薬若クハ機関ニ原因スル破裂ノ危険、其他類似ノ危険及ヒ火災ノ危険ハ同時ニ火災ノ起リタルト否トヲ問ハス、之ヲ火災ノ危険ト同視ス。但他ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス」

この規定を素直にみれば、地震による火災のみならず倒壊損失までも火災保険に担保させる意図がこめられていた。しかし、同時に「但書」が追加されていた。「但書」について花岡敏夫は次のように述べている。

「該規定ハ之ヲ一見スルトキハ其但書ニヨリ任意ニ如何ナル免責規定ヲモ有効ニ契約シ得ルカ如キ形式ナルモ既ニ保険編ノ総則第 652 条ヲ以テ戦乱ノ場合ニ付テ責任ナキ旨ノ規定ヲ特ニ設ケタル結果ナルニ参照セハ、其当時ノ立法趣旨トシテハ斯決シテ免責規定ヲ目的トシタルモノニアラサルコトハ、同法ノ注釈書トシテ其当時長谷川控訴院評定官ノ名ヲ以テ出版セラレタル商法正義ニ掲クル左記註釈ニ照ラサハ、其推断ノ誤リナキコト明瞭ナリト信ス。且夫レ該精神ハ其後ニ於ケル商法修正案参考書第 418 条 (現行第 419 条ニ該当ス) ノ理由説明ヲ参照セハ一層其趣旨ヲ明白ニシ得ヘキナリ。従ツテ現行商法第 419 条ニ対シテ妄リニ其免責規定ヲ許ス

カ如キハ保険本来ノ主旨ニ反スルハ勿論ナルカ尚ホ我商法ノ精神ニ非サルコトヲ其立法ノ沿革ニ徴シテ之ヲ断言シ得ヘシト信ス。

一、商法第 666 条理由説明『本条ハ電雷其他ノ危険ニ因リテ火災ノ起リタル場合ハ勿論仮令火災ノ起ラサル場合ト雖モ別段契約アルニ非ラサレハ此等ノ危険ヲ以テ火災ト同視シ火災保険者ニ於テ其責ニ任セサルヘカラスヲ謂フナリ、然レトモ火災保険ニ付テハ火災ノ起リタル原因ハ元来問フトコロニ非ルヲ以テ本条ノ要ハ唯タ火災ノ起ラサル場合ニ存スルノミ』

元来、商法は地震危険を火災保険に担保させることを意図していたから特約を許す筈はない、というのである。さて、1899(明治 32)年 3 月 9 日「新商法」が公布された。これは関東大震災時に「現行商法」と称されていた。その『商法修正案理由書』は次のように述べていた<sup>20)</sup>。

「第 2 款 火災保険 本款は已成商法第 1 編第 11 章第 2 節に該当し火災保険に関する特別の規定を掲ぐ、已成商法に於ては火災及震災の保険と題しやれども震災の保険の為に特に設けられたる規定としては第 667 条の存するあるのみ、而して震災保険なるものは現今我国に行はるものにあらざると同時に其危険の性質上将来と雖も我国の如き地震国に行はるべきものなるや否や学説の一定したるものあるなし。故に本案は特に震災保険に関する規定を設けず、従て本案は単に火災保険とのみ題したり。

第 418 条(現行商法第 419 条に該当す) 火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス保険者之ヲ填補スルコトヲ要ス。但第 312 条(新商法 395 条)第 396 条(同 396 条)ノ場合ニハ此限ニ在ラス」

(理由)本条は已成商法第 666 条に修正を加へたるものなり。已成商法に於ては雷電の危険、火薬若くは機関の破裂の危険、其他の危険を列挙し此等の危険に因りて同時に火災が起りたる与否とを問はず之を火災の危険と同視し従て保険者は其損害を填補すべきことを規定せり。是れ一方に於ては列挙せられたる危険に脱漏あるを免れず。他方に於ては火災保険に於ける危険の範囲をして原則上火災以外の原因に拡張せしむるの弊害あり。故に本案は之を改め火災の原因の如何を問はず苟くも火災に因りて生じたる損害は保険者之を填補することを要すとの原則を掲げたり。而して本条は当事者が特約を以て火災以外の原因より生ずる損害を填補せんとすることを妨げざると同時に第 394 条(現商法第 395 条に該当)及第 395 条(現商法第 396 条)の適用を妨げざること已成商法と其趣旨を同ふす。然れども明文なきに於ては第 394 条及第 395 条を適用せざるが如く解釈せらるる恐れあり、是れ特に但書を設くる所以なりとす。

寺田四郎は、商法 419 条の規定の仕方について「凡そ、当然の事理に属するものは法文の冗贅を避け」るもので、立法者の意思は容易に「想見する」ことができる、一方、花岡の論断は「徒に文字に拘泥したる一個の推断に過ぎ」ないと述べている。寺田四郎の論法は立法者の意思を「商法編纂の史跡上」に求めて推論するもので、例えば「法典調査会」における問答を志田鉦太郎<sup>21)</sup>を引用しつつ自説を補強している。

「土方寧博士は、先づ本条に対して特約を認め得るや否やを問ひ、同法起草委員田部芳博士は、各火災保険会社の営業規則を以て特約を認むることを得る趣旨なりと答へ、次て阿部泰蔵氏は本条の字句より之を見れば、特別例外を認めざる趣旨の如く解せらるるも、果して特約例外を認むるや否やと重問し、田部芳博士は当然特約例外を認むる趣旨なりと再答し、且つ同起草委員岡野敬次郎博士は、本条は田部氏の諸説の如くなるも、誤解を招く慮あらば『保険者は之か請求を受くへし』と修正す可しと提案し、遂に現行[新]商法第 419 条の如く規定された。

「[第 395 条について] 土方寧博士は、地震に因る火災に就ては如何と質問し、之に対して同法起草委員岡野敬次郎博士は、地震に因る火災に就ては保険契約当事者の特約を以て保険者の責任を免れしむることを得るものなりと答へられたることは、商法起草委員補助志田鉦太郎博士の所持する商法編纂史蹟中に明記する所なり」。

商法 419 条に特約を許す旨の但書を付け加えておけば事は済んだであろうに、まことに不思議なことに立法者なるものは決して但書を挿入しなかった。『地震約款論』において三浦義道は、新商法の立法者の意思は旧商法における①列挙主義の廃棄と②火災保険の責任を火災危険に止めることにあったが、しかし、その意思が十分に表現されておらず、それ故、「余は此条文を以て甚だ拙劣なる立法と信ずる」と述べている。

商法公布の前年 1898 (明治 31) 年に、東京商業会議所は阿部泰蔵と志田鉦太郎に命じて『商法修正私案』を作成し、政府に地震火災免責を規定する条項を設けるように提案させた。寺田四郎の引用によれば、その中で次のように指摘された。

「我国の如く震災屢々発生する国土に在りては之が為めに生ずる損害は決して鮮少にあらざるを以て、震災保険の必要無きにあらずれども、如何せん現今に在りては地震に関する学理未だ十分に発達せず。従て、其発生する臆算を立つるに由なし。加之、其の及ぼす損害は、決して各地に散在するものにあらずして、小なるも一地方全体に及び、大なるは数多の地方に及ぶ。故に、容易に之が営業に従事する者無かるべく、隋て、未熟の法規を羅列するの必要なるべし。現に本節中の規定を見るも、震災保険に特殊なるものあることなし。故に、寧ろ、之を削除し、其の発達を待ちて、後に法律を制定するも未だ晩しとせざるなり。是れ本節の表題中より『及び震災の』四字を削除したる所以なり」。

さらに 1911 (明治 44) 年の改正時にも地震免責規定は採用されなかった。これについて志田鉦太郎は、1898 年の改正時には 1906 年サンフランシスコ地震の前であったから「已むを得ざる」ところがあったが、5 年後の 1911 年にさえ地震免責が商法に含められなかったことは「非常に遺憾の事」であると述べている<sup>22)</sup>。

「即ち『サン、フランシスコ』の大地震より 5 年後、獨逸の保険契約法の制定より 3 年後、奥太利の保険契約法草案の公表より 2 年を経過した明治 44 年の改正立法としては申訳がなからうかと思はる」。

鳥賀陽然良も「我現行商法が明治 44 年修正された際に地震条項に就て顧慮す可きに全然考慮を払はなかつたのは立法者の遺漏である」と述べている<sup>23)</sup>。

この条文の改正が左程の難事であったとは思えないから、単なる怠慢あるいは無責任によるのか、それとも火災保険に地震危険を担保させたいとの思惑が、改正作業に携わった政治家、官僚、法律学者の間にひそかに抱かれていたのであろう。立法者なるものは、地震リスクを火災保険から除外すべきリスクと考えていなかったどころか、むしろ火災保険が担保すべきリスクと考えていたのではないか。その理由はよくは分からない。あるいはマイエットの構想が固定観念にでもなっていたのであろうか。いずれにせよ、立法者は火災保険に地震火災のみならず地震リスクをも担保させる意図を持っていたとしか想定し得ない。その意味では、極めてずさんな保険理解がまかり通っていたと思われる。

#### IV. むすび

花岡敏夫の論理が正しく、それ故保険会社に「保険金」全額支払の責任があるとしても保険会社に支払能力はない。この点を花岡はいかに考えていたのか。『国民新聞』[12.9.24]では「只此処に今日に於ける保険会社は其現在の全財産を提供するも到底其損害を支払うに足らざるを以て須らく誠心誠意罹災者と協力して之が解決方法を政府に求めるの外なし」と述べている。また『無効論』「自序」では次のように触れている。

「勿論予ト雖モ固ヨリ今日現存ノ火保会社ニハ到底十分ナル支払能力ナキヲ知ラサルニアラス。雖然今ヤ政府ニシテ保険制度ノ大計ニ鑑ミ火保業者モ亦目前ノ自衛策ニ捉ハレスシテ被保険者ト共モニ共存ノ途ヲ講シ、此機ニ於テ官営若クハ官民ノ大合同組織ヲ以テ、先ツ当面ノ責任ヲ整理スヘキノミナラス今後地震ヲ原因トセル火災ナリヤ否ヤニ付簇出セントスル幾多ノ火保爭議ヲ避ケ、更ニ毎年ノ支払保険金ト殆ント相匹敵セル巨額ノ營業費ヲ節約セシメ、進ンテ斯業ノ勢力及信用ノ恢復ヲ企図スヘク、之ニヨリテ我商工業者ヲシテ将来財産上ノ安定ト民間經濟ノ確實トヲ保障セシムヘキナリ。又如斯ニシテ始メテ火災保険本来ノ面目ヲ發揮シ大ニ内外ニ対シテ為ストコアルヲ得ヘキナリ」

当面の保険金問題の「整理」と将来の火保経営のために官民合同組織を唱えたから、法律論を除けば花岡敏夫にも火保問題解決の妙案はなかった。

一方、約款有効論者も、保険会社には全く支払責任がないとは言っていない。花岡敏夫と論争を繰り広げた寺田四郎は『報知新聞(市内版)』連載の「帝都復興と財界各方面の意見・火災保険支払問題」[12.9.27~29]において、火災保険金支払問題を「更に、これを政策的方面より論ずれば」として次のように述べている。

「余はこの際、火災保険会社が相当金額の保険金の支払若くは相当名義の震災金の拠出すべきことを推奨したい。元来保険は其起源を尋ねれば総て、相互扶助の観念より胚胎したといふて

宜しい今回の未曾有の震災の如き場合には火災保険会社は事業本来の趣旨に遡りこれが保険契約の救済の為相当金額の保険金の支払若しくは相当名義の震災金の拠出を為す可きではあるまいか。…兎もあれ火災保険会社はよく本来の趣旨に顧み更に其将来の対策を鑑み断然起って現下の窮状を救済せられんことを切に望むのである」。

要は、正面から「保険金」を支払うのか、それとも他の名目で支払うかの争いであった<sup>24)</sup>。もし保険金として支払責任があるとすれば、被災保険金のほぼ全額の支払を要し、全財産を投げ出して破産する会社が続出したであろう。一方、それ以外の名目で保険金額の10%を支払うとしても、それが限度で、政府援助がなければ同じように保険業は壊滅した。論争は、法学上の関心を除けば実質的には大差なく、あえて言えばニュアンスの差にすぎなかった。

ところで、花岡敏夫は、「我商法の模範たる」ドイツ保険契約法第84条は地震に因る出火によって生じた損害には責任がない旨規定したが、一方、日本商法が地震損害に言及していないことは、地震損害の免責を認めなかったからであり、「且我立法者は決して我国地震多き事実を忘却したる筈なきは勿論なりと信ず」と指摘している[『国民』12.9.24, 『都』12.9.25]。しかし、ドイツ保険契約法は1906年サンフランシスコ地震の後1908年に改正されたもので、日本の商法は1898年制定であり、地震免責の点で商法はドイツ法を模範とはなし得なかった<sup>25)</sup>。花岡敏夫の文言にはこの手の不用意な発言がまま見出される。

11月下旬の『萬朝報』[12.11.29夕刊]紙上で花岡敏夫は、「抑吾人が火災保険の必要なりとする所以は、一朝災害を蒙りたる場合に火災に因る損害てん補を得んが為めなるが故にして火保業者のそのてん補責任に付免責事由を主張し得るが如き例外は民間経済の確実を害しその影響するところすこぶる重大なるものと信ず」と、彼の火災保険観を吐露している。これから見ると、花岡敏夫が突如として地震免責約款無効論を声高に唱えたのは、やむに止まれぬ正義感の発露であったようにも見える。それとも弁護士としてのビジネス感覚によるのか、あるいは市村富久がいうように「人気取り」であったのか[『大阪朝日』12.10.25]。いずれにせよ、日本弁護士会と花岡敏夫の主張が多く訴訟を提起させたと共に保険金要求運動を一段と高揚させる煽動的効果を持ったことは確かであった。

#### 引用文献、注

- 1) 談話は次のように続く。「是は法律上から見た解釈であって実際には見舞金とか何とかの名称で会社側から被保険者に相当の金を贈ることになりはせまいか、然し会社側から之を出せないからとて被保険者から出金を強要することは無論出来ない訳である」。
- 2) 『昭和3年版大衆人事録』東京帝国秘密探偵社・帝国人事通信社, 1928; 『大正人名辞典II』上下, 日本図書センター, 1989
- 3) 安平政吉編『法学博士花岡敏夫遺稿論文集』巖松堂, 1938。福田徳三は「我邦が有する商法学の最高權威の一なる花岡敏夫博士」と述べている。福田徳三「経済復興は先づ半倒壊物の爆破から」『我観』12.10.15, p. 74

- 4) 花岡敏夫『地震約款無効論』巖松堂書店, 1923. 12. 26, 145p.
- 5) 名川侃市弁護士はこの後の訴訟で活躍する。『法律新聞』2179, 1923. 11. 8, pp. 4 - 5 には「雑報・保険会社は保険金支払に付て絶対義務あり」との談話が掲載されている。
- 6) 第 396 条「保険の目的の性質若くは瑕疵其自然の消耗又は若くは被保険者の悪意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害は保険者之を填補する責に任ぜず」
- 7) 『大阪朝日』[12. 9. 26]。「強行法なりとしても地震は 395 条に謂ふ『変乱』に該当するや否や、若し変乱なりとせば同条の規定により特約あるに非ざれば支払の義務なき訳である、故に此『変乱』の意味如何も重大な問題であるが、普通に考へると『変乱』とは人的要素を要するやうに思ふ。
- 8) 寺田四郎『火災保険論集』代筆写, 1927, p. 22
- 9) 寺田四郎「論壇・花岡博士の火災保険問題に関する東京地方裁判所判決批評を読みて」『保険銀行時報』1923. 9. 20
- 10) 同紙は 9 月 26 日付社説「保険責任と判例」では「商法 419 条は強行規定ではない」と日本弁護士会を批判している。
- 11) 吉田長敬『地震と火災保険』著者刊, 12. 9. 29, p. 7
- 12) 三木三郎(述)『震災と火災保険』12. 10. 10, pp. 6 - 7
- 13) 法律学者でもこの点で花岡敏夫を批判するものがある。竹田省「地震と火災保険に就て」『大阪時事新報』13. 1. は「種々理解に苦しむ議論」の一つと指摘した。
- 14) 震災後の地震保険需要の増進については、拙稿「地震保険国営論の系譜(1) - 予備的考察」『流通科学大学論集-流通・経営編』17-1, 2004. 7, pp. 35-36
- 15) 花岡敏夫は「ロイスレル」、寺田四郎は「ルエースラー」と表記している。『ロエスレル氏起稿・商法草案』司法省, 復刻版, 1995, 新青出版
- 16) 寺田四郎「火災保険問題の法的解釈」『保険学雑誌』300, 1924. 3, pp. 35 - 40
- 17) 志田鉦太郎「地震に因る火災に関して」東京商科大学一橋会編輯『復興叢書第 4 輯』岩波書店(1924), p. 820; 商工省保険局『地震保険資料(2) - 地震保険に関する資料』(1936)
- 18) 『ロエスレル氏起稿・商法草案・下巻[復刻版]』新青出版(1995) 158. 『明治大正保険史料』第 1 篇第 3 類法規, p. 145
- 19) 井上操『日本商法講義』第 3 卷(大阪国文社, 明治 23 年)(『日本立法資料全集』別巻 236, 信山社出版, 2002. 4) 第 11 章保険第 2 節火災及ヒ震災ノ保険[p. 74]は第 666 条は「火災の危険と同視すべき危険を掲げたり」と解説している。
- 20) 直接参照の機会を得られず、本稿では三浦義道『地震約款論』巖松堂書店, 12. 11. 29, pp. 13-14 から引用した。
- 21) 引用表記は、志田鉦太郎博士「地震に因る火災」『保険毎日新報』第 2889 号第 31 頁。注 17 の文献だと思われる。
- 22) 志田鉦太郎, 注 17, p. 822
- 23) 鳥賀陽然良「法理と政策上より見たる保険金支払の是非(3)」『大阪毎日』12. 10. 18
- 24) 松本法制局長官は事態の沈静化に努めたが、それでも「勿論此の非常な際であるから保険会社も支払若くは見舞金の名義で或程度の出費をなすことは是非共必要なことである」と言っている[『大阪朝日』12. 9. 25]。
- 25) この点は鳥賀陽然良[『大阪毎日』12. 10. 18「法理と政策上より見たる保険金支払の是非(3)」]が明瞭に指摘している。「我が商法は独逸の保険契約法より古い」から「商法の保険規定は独逸法に倣ったのでない」。